

勝山市第3次定住化促進事業

勝山市では、平成22年4月1日から平成25年3月29日までに「勝山に転入して定住したい!」、「市内で家を持ちたい!」という方の支援を行います。「住宅取得」と「賃貸住宅入居」に対しての助成制度です。

- 助成対象者要件、助成額等は次ページの掲載になります。
- 勝山市に定住する意思がある方は書面で誓約できる方をいいます。
「定住」とは、助成金の交付を受けた日から起算して10(賃貸5)年間となります。
この期間内に助成対象者が勝山市外に転出しますと、助成金の返還を求めるところとなりますのでご注意ください。

助成対象の認定申請の方法

申請者は対象住宅に入居後 速やかに、下記の書類を提出してください。

【住宅取得】

- ①助成対象認定申請書（住宅取得分）（様式第2号）
 - ②誓約書（様式第1号）
 - ③住民票の謄本（同居する家族全員分で本籍、続柄等が記載されているもの）
 - ④住宅に関する契約書等の写し
 - ⑤住宅に関する全部事項証明書（登記簿謄本）
 - ⑥納税証明書（学生を除く同居する家族全員分）発行できない場合、所得証明書
 - ⑦平面図及び配置図
- ※（新築住宅の敷地を購入した場合）
土地に関する全部事項証明書（登記簿謄本）及び土地売買契約書等の写し
- ※（新築住宅の敷地を賃借した場合）土地賃貸借契約書等の写し
- ※（中古住宅のリフォームをした場合）リフォームに関する工事契約書等の写し及び領収書等の写し
及び工事対象部分の前後の写真



【賃貸住宅】

- ①助成対象認定申請書（賃貸住宅分）（様式第2号）
- ②誓約書（様式第1号）
- ③住宅手当等届出書（学生を除く同居する家族全員分）
- ④住民票の謄本（同居する家族全員分で本籍、続柄等が記載されているもの）
- ⑤賃貸住宅に関する契約書等の写し
- ⑥納税証明書（学生を除く同居する家族全員分）発行できない場合、所得証明書

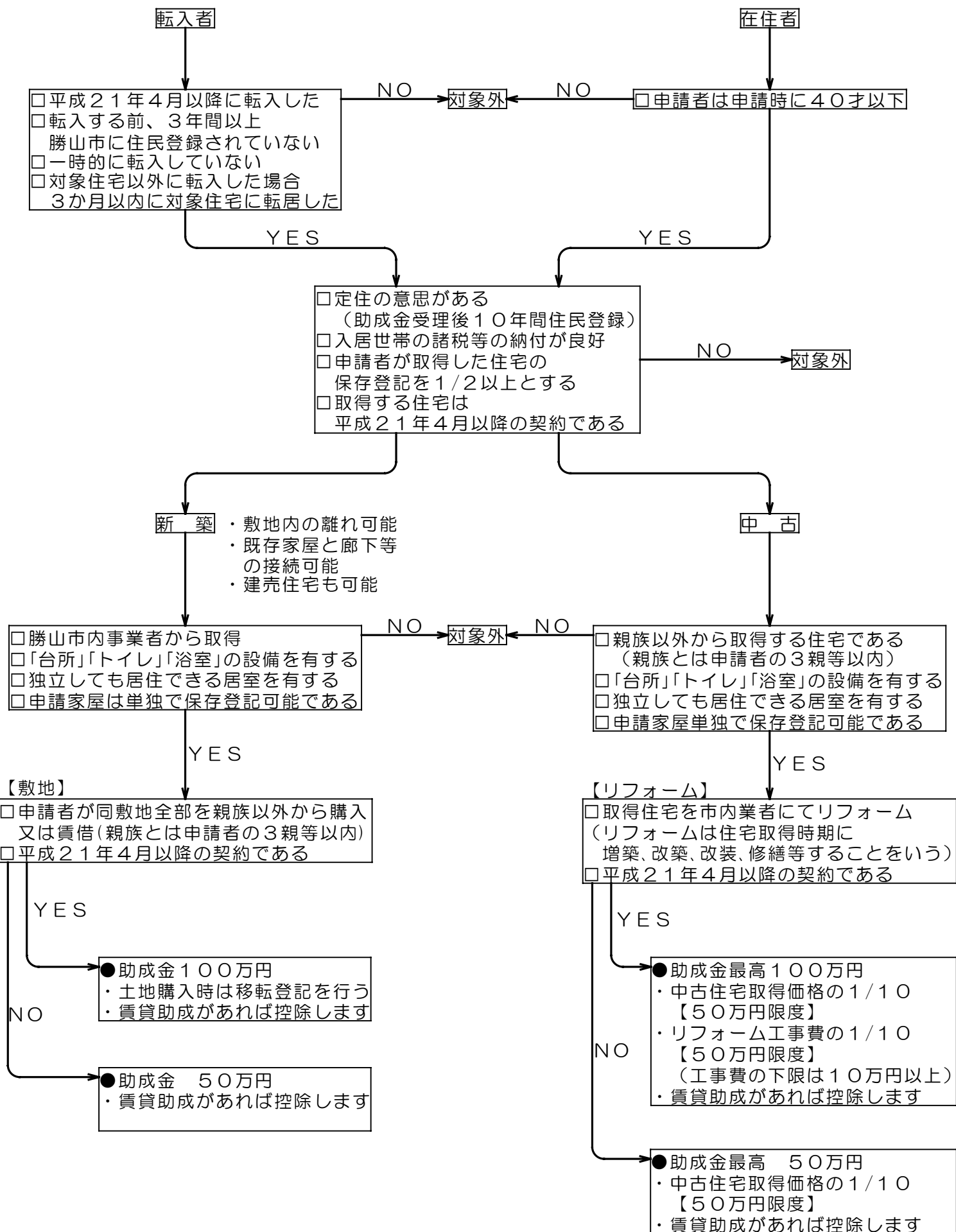
- 申請後、審査を経て認定されたときは助成対象認定書を市から送付します。
（大切に保管してください。）

- 平成22年4月1日から平成25年3月29日までの間の認定申請が有効となります。

住宅取得の助成フロー

H22.4

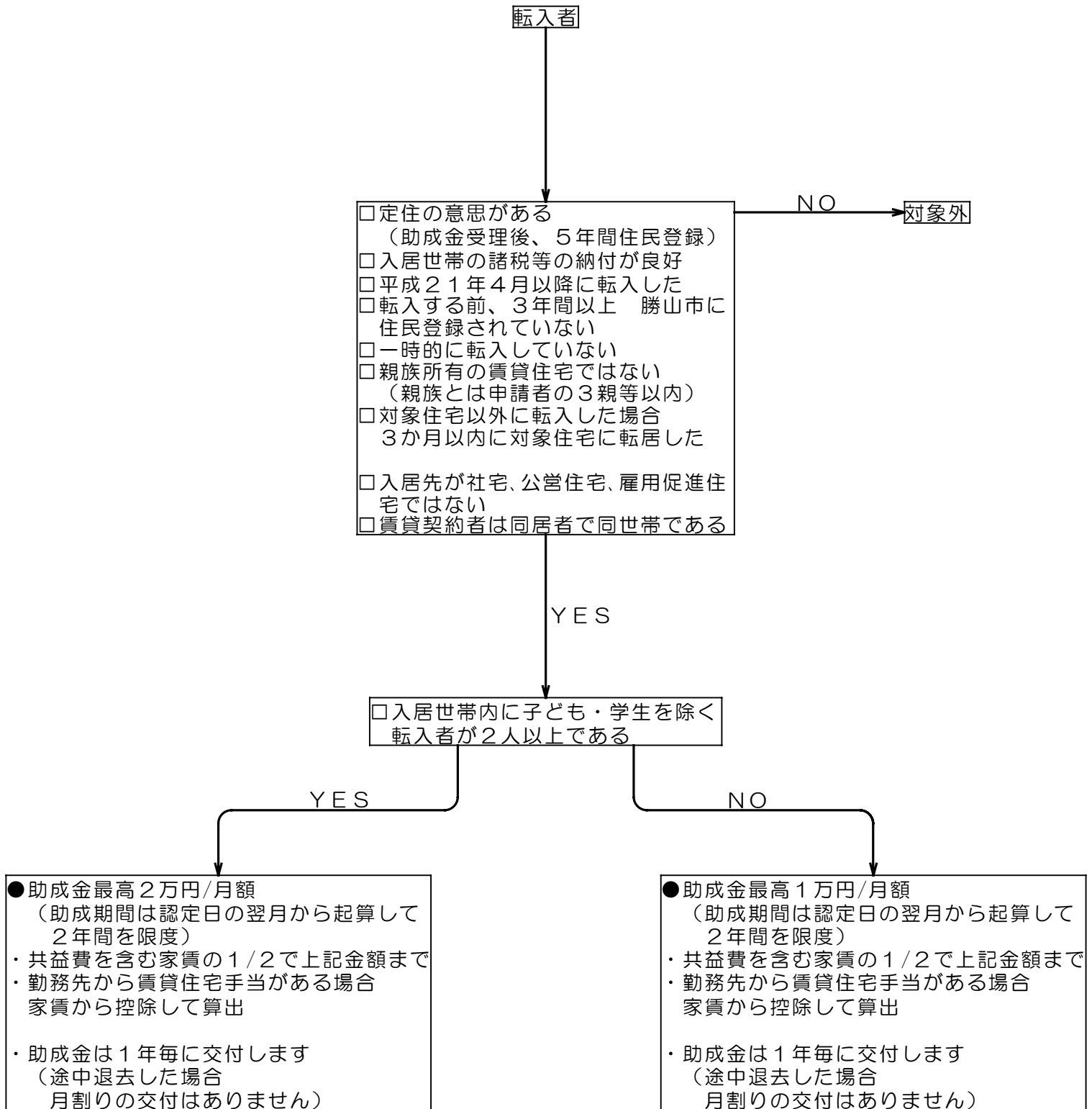
※各項目すべてに合致すること



※助成金の交付は世帯に対して1回とします。
※助成対象となった不動産(住宅、宅地)は助成金交付日から10年以内に売却又は賃借してはいけません。また同期間、保存登記の持分も更正してはいけません。
※助成対象者は、取得した住宅の固定資産税の納税義務者となります。

賃貸住宅の助成フロー

※各項目すべてに合致すること



※助成金の交付は世帯に対して1回としますが
賃貸助成金受け取り後、住宅取得助成金を受ける場合は、賃貸住宅認定日の翌月から
3年以内に住宅取得助成の認定申請をするものとします。

※助成期間中に別の賃貸住宅に転居した場合でも、要件に合致すれば
引き続き助成対象とします。

※助成金の交付期間中に助成対象者数の変動があった場合は、助成対象者の変動があった日の
属する翌月から助成額を変更します。ただし、当初の交付期間は延長しません。

助成金交付申請の方法

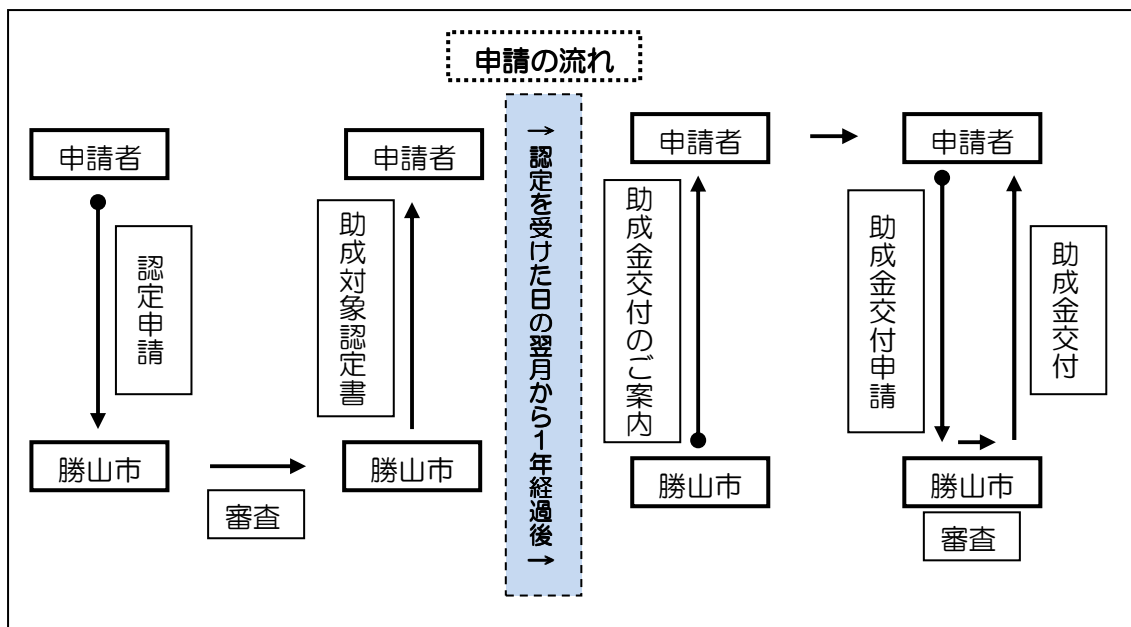
認定を受けた日の属する月の翌月から1年を経過してから、交付申請の手続きに関するご案内(書類郵送)をさせていただきます。下記の書類を提出してください。

- ①助成金交付申請書兼実績報告書(様式第4号 賃貸は第6号)
- ②助成対象認定書の写し(様式第3号 賃貸は第3号)
- ③住民票の謄本(同居する家族全員分で本籍、続柄等が記載されているもの)
- ④納税証明書(学生を除く同居する家族全員分) 勝山市で発行できない場合は不要
- ⑤助成金交付請求書(様式第6号 賃貸は第8号)

- 申請後、審査を経て認定されたときは助成金交付指令書を市から送付します。
(大切に保管してください。)

【助成金交付の注意事項】

- 賃貸住宅で認定申請内容に変更が生じたときは、14日以内に認定内容変更申請書(様式第4号)を提出してください。
- 住宅取得助成金は一括して交付します。
- 賃貸住宅助成金は1年毎に交付します。
(途中退居した場合、月割りの交付はありません。)
- 助成金は所得税法上一時所得となりますので、確定申告しなければならない場合があります。



お問い合わせ

勝山市役所 建設部 建設課 建築・住宅政策グループ
〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1-1(市民会館2階)
TEL 0779-88-8107(課代表) FAX 0779-88-8119
E-MAIL kensetu2@city.katsuyama.lg.jp